



日本年金機構からのお知らせ

平成 24 年中の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます！
～年末調整・確定申告まで大切に保管してください～

●問合先 土浦年金事務所 ☎ 029-824-7121

●控除証明書が送付されます

納めた国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告をする際には、毎年1月1日～12月31日の間に納付（見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する控除証明書が必要です。

1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。また、10月1日～12月31日の間に今年初めて国民年金保険料を納付した方には、翌年2月上旬に送付されます。年末調整や確定申

告の際には、必ずこの証明書（または領収証）を添付してください。

家族の国民年金保険料を納付した場合、納付した本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付して、申告してください。

▶控除証明書の再交付などの問合先

（平成 25 年 3 月 15 日まで 平日 8:30 ～ 17:15）

控除証明専用ダイヤル

☎ 0570-070-117

※ IP 電話・PHS などからは、☎ 03-6700-1130

●年金受給者の皆さんへ 「扶養親族等申告書」は期限までに提出を！

老齢年金は、雑所得として所得税および復興特別所得税（平成 25 年 2 月支払い年金から）の課税対象となります（障害年金や遺族年金は課税されません）。

課税対象となる受給者の方には、毎年 11 月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」のはがきが送付されますので、11月30日（金）の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受ける年金にかかる

所得税の源泉徴収税額が決まります。もし、提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合があります（年金以外に収入がある方は確定申告が必要）。

▶平成 25 年分「扶養親族等申告書」の送付対象者

- ・ 65 歳未満で年金額が 108 万円以上の方
- ・ 65 歳以上で年金額が 158 万円以上の方

▶問合先 **ねんきんダイヤル** ☎ 0570-05-1165

※ IP 電話・PHS などからは、☎ 03-6700-1165

●「ねんきんネット」サービスをご利用ください！

日本年金機構では、インターネットでいつでも自分の年金加入記録が確認できる「ねんきんネット」サービスを始めました。日本年金機構のホームページで登録をすると最新の年金記録が確認できます。また、市国保年金課では、自宅でインターネットの利用が難しい方に、「ねんきんネット」を利用して、年金加入記録等を印刷したものを交付するサービスを行っています（手数料は無料）。※旧法受給者や共済組合加入の方は、ねんきんネットを利用できません

▶市役所で「ねんきんネット」を利用するときに必要なもの

- ①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や年金証書、ねんきん定期便等）
- ②本人確認書類（運転免許証など顔写真付き証明書※写真付きでない証明書は2種類以上必要）
- ③認め印

○代理人が手続きする場合は、委任状が必要

▶受付時間・場所 月～金曜日（祝日を除く）

9:00 ～ 17:00 市役所国保年金課



**E^コライフを
楽しもう！**

● **広さにあった大きさを
電機 89・91 k W h の
省エネ（年間）**

● **設定温度は低めに
電機 185・97 k W h の
省エネ（年間）**

● **断熱マットで効率アップ
省エネレックス**

▼ **出典（一財）省エネ
スイッチ OFF！**

◆ **「エコライフ」省エネ
センター「家庭の省
エネ大辞典」**